

害した強盗殺人事件である。さらに、翌日、再び被害者のマンションに行き、証拠を隠滅するために放火して死体を焼いた非道な事案である。そればかりではない。住居侵入・窃盗が3件、住居侵入・強盗致傷事件が1件、住居侵入・強盗致傷・強盗強姦・監禁・窃盗が1件、強盗致傷が1件、住居侵入・強盗強姦未遂が1件についても、併合して起訴されている。しかも、被告人はこれだけの犯罪を、平成21年9月16日から11月13日までの2か月足らずの間に犯しているのである。加えて、被告人は昭和59年に強盗致傷、強盗強姦で懲役7年に処せられ服役し、平成14年に住居侵入、強盗致傷で懲役7年に処せられて服役している。ところが、このような事案でさえも、東京高裁は、殺害された被害者が1人で計画性がない場合は、死刑が選択されないのが先例であるとして、これまた死刑判決を破棄してしまった。

確かに計画性は、刑を重くする1つの事情ではある。しかし、これを過大評価すること自体、国民の常識的な感覚に反しているのではないか。「計画性がなくては目的を遂げられない犯罪もあるだろうが、本件の被告人のように、手あたり次第に住居侵入、窃盗、強盗、強姦、殺人、放火等を繰り返す犯罪者の存在は、一般国民にとって恐怖そのもの」だからであり、「それを、杓子定規に「計画性なし＝刑が軽くなる事情」としてきたことが、国民の司法に対する信頼を失わせた」と、従来から被告人を弁護する職域が多かった弁護士の団体ですら、きっぱりと意見表明している（犯罪被害者支援弁護士フォーラム（VSフォー

ラム）HP）。

さらに、被害者が一人だから死刑がやむを得ないとは言えないとはどういうことか。非道な罪を犯した加害者の命の重さが、善良な市民の2名分以上の重さがあるとは、よくぞ言えたものである。こういったところに、裁判官の感覚が市民の感覚からはずれていると批判されてきたのではないか。

平成25年10月16日付産経新聞社説によると、2件の東京高裁の判決の背景には、過去30年間の裁判官裁判による死刑・無期懲役が確定した殺人・強盗殺人事件を調査し、被害者の人数別に先例の傾向を分析した昨年7月に公表された最高裁司法研修所の研究報告があると解説されている。

同新聞が言うように、もし、国民の常識よりも、たかだか一研修所の見解を東京高裁が重視したのであれば、国民を見下していると言うほかない。

東京高裁は、国民の常識や感覚から乖離しているものである。このような職業的裁判官による先例に問題があったからこそ、裁判員制度が導入されたはずである。それなのに、先例に反するから裁判員の判断は誤りだというのでは、裁判員制度の否定である。東京高裁の判決は国民の信頼を裏切るだけでなく、法を守るべき者が、裁判員法という法制度に挑戦しているケースだとも言える。もし、今回の加害者が将来、仮釈放が認められて出所し、再び罪を犯したら、一体、誰が責任を取るのだろうか。

検察庁がこれを上告せず、また、最高裁が破棄しないのであれば、国民は司法を信頼しなくなるであろう。

法務省は、平成19年改正刑事訴訟法等の見直しのために、有識者の意見を聴き、質疑応答をする意見交換会を今年1月より開催しております。そこでは被害者参加制度3年後の見直しがされていますが、あすの会からはメンバーとして高橋正人副代表幹事が毎回出席しております。第5回意見交換会に随同行した岡村顧問は次のように感想を述べています。

第5回 平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会に随行して

あすの会 顧問 弁護士 岡村 勲

10月3日、犯罪被害者等基本法や犯罪被害者等基本計画に基づいて創設された刑事裁判がどう変わったか、期待をもって高橋委員に随行したのだが、正直に言って失望した。

刑事裁判は、加害者については将来の生活設計や身元引受人を調べるなど、その更正、立ち直りに配慮している。被害者を排除していた刑事裁判が「犯罪被害

者のためにもある」(犯罪被害者等基本計画)と変わったのだから、刑事裁判は被害者についても立ち直りのための配慮協力しなけりばならなくなったのだ。出席者委員の意識はそうっていないようだ。

意見交換会で、黙秘権を行使する被告人に対する参加人の質問が問題となった。答は返ってこないのだから質問しても無駄ではないか、そもそも黙秘権を行使

している被告人に対して質問が許されるか、などが議論された。

理不尽な犯罪で家族を奪われた被害者には、加害者に対して聞きたいこと言いたいことが山ほどある。加害者に対峙できるのは法廷の場しかなく、これを逃せば生涯その機会は失われてしまう。たとえ加害者が答えなくても、疑問を糺し、真相に迫りたい。心に残るわだかまりや悔しさを加害者にぶっつけたい。黙秘する加害者の不誠実さを裁判所に見せてやりたい。被害者が必死の思いで出廷するのはそのためだ。

裁判を終えて帰宅したとき「加害者は何も答えなかったけど、言うことは言ってやりましたよ。加害者はこちらを見ることもできませんでしたよ」と仏前に報告できる。この「やることはやった」という達成感、充足感、開放感が大切で、これがなくては、被害者は立ち直りの一歩を踏み出すことができない。

「法廷を復讐の場にしてはならない」と言う人がいるが、自らは安全圏に身を置いて空想でものを考える人の発言である。これしきのことは復讐でも何でもな

い。現に3年間で問題は起こっていないではないか。この程度のことが許されないなら、裁判は生きた人間のことではなく、フラスコのなかで蒸留水を作るようなものになってしまう。更には、私は、極悪非道の加害者が、法廷で言葉による復讐を受けるくらい当然だと思っている。

意見陳述についても同様。参加人が複数いる場合に、同じ内容の意見を次々述べるのは時間の無駄だから人数を制限せよというのも、被害者心理を理解しないことに起因する。被害者の心情は複雑で個別的だ。たとえ家族であっても代理することはできないのだ。

言いたいことを述べ、聞きたいこと尋ねることが被害者の癒し、立ち直りに必要不可欠だから、よほどのことがない限り制限してはならない。癒しには時間がかかる。加害者のために費やした捜査や裁判までの時間に比べると、僅少過ぎるほど僅少だ。時間を惜しんではならない。

訴訟経済、効率優先で、被害者は依然として後回しにされている、という印象が残った。

刑事裁判への被害者として参加します

幹事 假谷 実

(公証人役場事務長逮捕監禁致死事件遺族)

振り返ると、2000年1月23日、あすの会の設立に立ち会っていました。犯罪が社会から必然的に生じてしまう、誰もが被害者になる可能性があるという視点に立ち、被害者のおかれている理不尽で悲惨な現実を訴え、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求めて皆さんと活動を共にしてきました。

2008年12月1日より、刑事裁判における被害者参加制度が始まりましたが、制度への適用に遑及はなく、私たちの事件発生から15年以上が経過して時効も成立していると考えていました。

この事件は、1995年2月28日16時30分過ぎに起こりました。信者であった叔母の居場所を聞き出すため、オウム真理教の信者が、信者でもない父を拉致し、麻酔を多量に投与し、ナルコという拷問を行い、父を殺害しました。これらの行為には信者10数名が関わっていましたが、最も重い罪でも逮捕監禁致死罪で、物証がないなどの理由から殺人罪としての起訴が見送られました。父を殺害された被害者としては、真実に目を逸らされた、納得できない刑事裁判であり、無力感が漂いました。

しかし、父の葬儀に多くの方々が参列してくださったことなどから、父の無念をこのまま放置することは

できないと一念発起し、私たちは殺意の有無を確かめるために、民事訴訟を起こしました。

判決において「未必の故意がなかったとはいえない」というところまでは進めることができましたが、父の死の真相には辿り着けていません。

ところが、2011年12月31日に平田容疑者が出頭し、逮捕された後に、公訴時効は未成立と聞きました。逮捕監禁致死罪の公訴時効は10年ですが、刑事訴訟法(第254条)に共犯者の起訴から刑の確定まで時効が停止する規定があるため、時効は成立していないとのことでした。

将来の被害者のために被害者参加制度の確立を求めてきた私たちが、この事件で参加制度を利用できるとは思っていませんでした。

私たちが10余年前には出来なかった、事件の真相、父の殺害までの様子を直接質問する千載一遇の機会が訪れました。

刑事裁判へ参加することにより、事件の真相を究明することが最大の目的です。しかし、同時に、参加制度の体験を通して、証人への質問に制限があることなど、改善すべき点を確認し、次の活動へ繋げたいとも考えています。